平成２８年（フ）第８１８５号
東京都墨田区立花１丁目28－４－1005
破産者　吉野　京子
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２００号
東京都練馬区大泉学園町５丁目21－23
破産者　吉田　光次
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２４９号
東京都江戸川区南葛西４丁目14－６　クレール９　917
破産者　丸山　美信
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２５０号
神奈川県川崎市中原区井田三舞町16－35－204、開始決定時の住所東京都世田谷区池尻２丁目35－10－502
破産者　陸井　理恵
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１９号
相模原市南区上鶴間本町３丁目18番12号ライオンズマンション町田駅前202号
破産者　株式会社マイスティン
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１１２号
千葉県習志野市谷津１丁目11番８号
破産者　株式会社フォレスト
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７２６号
千葉市若葉区加曽利町1555番地13
破産者　有限会社葵興業
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１５１号
千葉市中央区弁天２丁目23番１号　ＵＲ1004号
破産者　三上　英夫
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５０４４号
東京都葛飾区水元２丁目６－６
破産者　宮下　克美（旧姓稲本）
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２８０号
千葉県船橋市前原西１丁目５－28
破産者　長谷川　博
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３７３号
東京都練馬区練馬１丁目35－19－301
破産者　野田　清
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１６６号
東京都新宿区上落合２丁目１－７－602
破産者　渡邉　裕志
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２９８号
神奈川県川崎市川崎区日進町26－７－802
破産者　鈴木　拓
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５３５号
東京都台東区蔵前３丁目８番５－1102号
破産者　株式会社ロックウェルインターナショナル
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５３６号
岐阜県多治見市陶元町149－23
破産者　林　直己
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５３９号
神奈川県横浜市保土ケ谷区帷子町２－99－２、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区東海３丁目７番１号　ＧＴＯビル４階402
破産者　有限会社ライティング
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５４０号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1312－17－305
破産者　杉本　伸六
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８３８号
東京都北区滝野川６－63－６、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区渋谷１丁目17番４号　渋谷エステートビル602
破産者　大越物産株式会社
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８３９号
東京都杉並区方南２丁目15－２－501
破産者　横山祥輔こと　全　祥輔
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９０１号
東京都杉並区高井戸西１丁目35－５－102
破産者　高村　繁夫
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９０２号
東京都杉並区高井戸西１丁目35－５－102
破産者　高村　ノブ
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部